

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成27年7月
日本年金機構
新システム開発部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
1	本文 P1	1.2 目的	質問	本調達は「統計・業務分析サブシステム、個人番号管理サブシステム(1次)及びこれらが共通で利用する基盤サブシステムにおける運用管理者(以下、「共通運用管理者」という。)を調達することを目的とする。」とありますが、別紙2「役務終了時のシステム概要図を見ると、中間サーバー、インターフェースシステム、住基接続システムも、本調達の役務調達範囲に含まれております。番号二次については、本調達の対象と考えてよろしいでしょうか。また、対象の場合、どのような役務を想定すればよろしいでしょうか。ご教示ください。	番号二次については、H29.1稼働するサブシステムの導入支援作業を実施する想定で、それに係る具体的な作業及び役務分担を整理し、調達仕様書に明記致します。
2	本文 P13	表2.3-1 項番3	要望	「表2.3-1:成果物一覧:項番3:運用マニュアル」について、納入時期は契約後1ヶ月以内との記載がございますが、設計・開発業者(経過管理・番号1次・基盤)の調達仕様書に記載された運用関連作業工程成果物一式の履行期限は平成28年1月29日となっており、運用マニュアルは本調達の準備期間中にご提供頂けないスケジュールのように読み取れます。 つきましては、スケジュールの見直しを実施いただき、本調達に必要となる運用マニュアルについては契約締結後すぐにご提供頂けますようよろしくお願いいたします。 また、すぐに提供いただいた場合でも、加筆修正した運用マニュアルに対するインスペクションA,B,Cの実施と検収について、契約後1ヶ月以内に完了させることは困難と考えますのでスケジュールの見直しをお願い致します。	調達仕様書案「2.3.1 納入成果物」の「表2.3-1 成果物一覧」に示す、「運用マニュアル」(項番3)は、年金業務システム(個人番号管理サブシステム(1次)及び基盤サブシステム)に係る基盤製品の導入、賃貸借及び保守業務の調達仕様書「2.7.1 納入成果物に係る共通事項」「表2.7-2 納入成果物一覧」に示す「システム運用マニュアル」(項番9)、「基盤保守マニュアル」(項番10)、及び年金業務システム(経過管理・電子決裁、個人番号管理1次)、基盤サブシステム)に係る設計・開発等業務の調達仕様書「2.7.1 納入成果物に係る共通事項」の「表2.7-2 納入成果物一覧(本システム開発業務)」の「業務操作マニュアル(平成28年1月先行稼働に係るもの)」(項番17)に対して、加筆・修正を行い、納品して頂く想定です。 「システム運用マニュアル」(項番9)、「基盤保守マニュアル」(項番10)の履行期限は、平成27年9月30日であり、また、「業務操作マニュアル(平成28年1月先行稼働に係るもの)」(項番17)の履行期限は、平成27年10月30日であるため、本調達の契約締結までに検収が完了している予定であるため、本調達における「運用マニュアル」(項番3)の納入時期の見直しは行いません。
3	本文 P13	表2.3-1 項番3	要望	【運用マニュアルの納入時期について】 調達仕様書案「2.3.1 納入成果物」の「表2.3-1 成果物一覧」に関し、「運用マニュアル」(項番3)について、契約後1ヶ月以内に加筆・修正したものを納入するものと定められており、関連する設計・開発業者等にて作成した運用マニュアルを基に加筆・修正を行うものとの認識です。 年金業務システム(経過管理・電子決裁、個人番号管理1次)、基盤サブシステム)に係る設計・開発等業務においては、調達仕様書「2.7.1 納入成果物に係る共通事項」の「表2.7-2 納入成果物一覧(本システム開発業務)」の「運用関連作業工程成果物一覧(平成28年1月先行稼働に係るもの)」(項番16)が当該成果物に該当する認識ですが、マイルストーンが平成27年11月30日、履行期限が平成28年1月29日と設定されております。 上記に示す通り、双方の納入期限(履行期限)を踏まえると、同時期に同資材の修正がなされることとなり、構成管理や各受託者の品質と納期の確保が非常に難しくなることが想定されます。 そのため、設計・開発等業者による納入及びそれに伴う検収が完了した後、本受託者側での加筆・修正を行うスケジュール(納入時期)へ見直しを頂きますようお願い致します。	調達仕様書案「2.3.1 納入成果物」の「表2.3-1 成果物一覧」に示す、「運用マニュアル」(項番3)は、年金業務システム(個人番号管理サブシステム(1次)及び基盤サブシステム)に係る基盤製品の導入、賃貸借及び保守業務の調達仕様書「2.7.1 納入成果物に係る共通事項」「表2.7-2 納入成果物一覧」に示す「システム運用マニュアル」(項番9)、「基盤保守マニュアル」(項番10)、及び年金業務システム(経過管理・電子決裁、個人番号管理1次)、基盤サブシステム)に係る設計・開発等業務の調達仕様書「2.7.1 納入成果物に係る共通事項」の「表2.7-2 納入成果物一覧(本システム開発業務)」の「業務操作マニュアル(平成28年1月先行稼働に係るもの)」(項番17)に対して、加筆・修正を行い、納品して頂く想定です。 「システム運用マニュアル」(項番9)、「基盤保守マニュアル」(項番10)の履行期限は、平成27年9月30日であり、また、「業務操作マニュアル(平成28年1月先行稼働に係るもの)」(項番17)の履行期限は、平成27年10月30日であるため、本調達の契約締結までに検収が完了している予定であるため、本調達における「運用マニュアル」(項番3)の納入時期の見直しは行いません。

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成27年7月
日本年金機構
新システム開発部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
4	本文 P17	3.3	質問	「表 3.3 1 機構が用意する什器等設備一覧」にて定義されている「WM」については主として年金事務所で使用している業務端末との理解ですが、本業務で当該端末が提供される目的、利用用途についてご教示ください。	「WM」については、プログラム改修後等の稼働確認において使用することを想定しています。
5	本文 P17	3.3	要望	「受託者の負担により、ヘルプデスク業務を行うために必要となる電話機、ヘッドセット、電話回線、ツール等を準備すること」とありますが、電話機、電話回線については、貴機構の内線の利用も想定される点、及び、4.1.4(4)において示されている通り、ヘルプデスク業務の実施場所は貴機構が受託後に指定する貴機構内の場所であり、回線設置に必要な工事等に係る見積りが困難である点から、電話機及び電話回線については貴機構より提供いただけますよう要望いたします。	電話機、電話回線については、受託者に提供していただくよう想定しています。また、他の実例より困難であるとは想定しておりません。
6	本文 P22	4.2.7	要望	「障害発生時にハードウェア関連業者が交換した端末に対して、MACアドレス認証に必要な情報をシステムへ登録すること。」とありますが、適正な見積が可能となるよう障害発生時に交換される想定頻度を調達仕様書に明記していただけますようお願いいたします。あわせてMACアドレス認証に必要な情報をシステムへ登録する際の手順を明確にいただけますようお願いいたします。	ご指摘を踏まえ、想定される頻度等を本公示までには調達仕様書に明記致します。
7	本文 P25	表4.3.-2	質問	【パッチ適用に係る検証レベル及び検証に係る役割分担について】 調達仕様書案「4.3.2 セキュリティ管理業務」の「表4.3-2 パッチ適用ポリシー」の項番4「適用前の検証実施」において、「すべてのパッチは、検証環境を使用して適用前検証を実施する」との記載がございますが、本記載に関連して、以下2点について確認をお願い致します。 ①当該検証に係る「検証レベル」について定義されておりますでしょうか。 ②パッチ適用後の運用確認において、業務処理を起動する必要がある場合、AP保守業者に対応を頂く認識でよろしいでしょうか。	①適用前検証の実施については、別紙5 関連業者との役割分担表(案)に示すとおり、AP保守及びHW保守を担う業者が実施する想定であり、「検証レベル」は当該受託者と機構で定義することを想定しております。 ②パッチ適用後の動作確認については、AP保守業者が実施します。

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成27年7月
日本年金機構
新システム開発部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
8	本文 P25	4.3.1 (1)	要望	<p>環境変更作業等、受託者が対象システムを利用した作業を実施する際、平成29年1月に予定されている個人番号管理システムの2次稼働等に向けた対応として、設計・開発業者(番号2次(2次開発)分)等の複数業者に低下の対応が輻輳されるものと理解しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証環境:テスト対応等で利用 ・本番環境:移行・リハーサル等で利用 <p>そのため、サーバコンソール等、同一環境を複数業者で利用する場合は、設計・開発業者(経過管理・番号1次・基盤)の統合業務担当が、環境利用に関する各受託者との調整と、本受託者への指示を行っていただけたとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>当該認識で問題ない場合は、調整作業の発生頻度など、見積もりに必要な情報とあわせてその旨を調達仕様書へ明記いただけますようよろしくお願い致します。</p>	<p>テスト、移行リハーサル等の作業計画に関する調整を設計・開発業者(経過管理・番号1次・基盤)の統合業務担当にて主体的に実施し、調整結果に基づき、本受託者及び機構にて環境利用に関する調整及び関係業者への指示を行う想定です。</p> <p>個人番号管理サブシステム(2次)の調整作業の発生頻度など、見積もりに必要な情報、作業の詳細を明確にお示しすることができません。</p> <p>調整作業の発生頻度など、見積もりの前提事項等は、応札者の知見やノウハウに基づき設定の上、ご提案下さい。</p>
9	本文 P28	4.3.8 (1)	要望	<p>【業務内容/システム仕様に関する問合せについて】</p> <p>調達仕様書案「4.3.8 ヘルプデスク業務」において、「必要に応じて関連業者と連携し、対応すること。」との記載がございますが、システムの仕様やエンドユーザからの問合せの中で業務の要素が強いもの(業務に関する入力する項目の妥当性等)については、基本的に関連業者(該当するシステムのAP保守業者)が回答内容を本受託者に提示することとしていただくようお願い致します。</p>	<p>本調達の役務期間においては、ヘルプデスクは問合せの受付と画面の使い方等に関する基本的な問合せへの回答を想定しています。その他の問合せについては、所定のマニュアルに基づき問合せ内容に応じたエスカレーション先に連絡することを想定します。</p>
10	本文 P29	4.3.8	質問	<p>【要員交代に係る条件について】</p> <p>調達仕様書案「8.3.3 代替要員の確保」において、「要員の欠勤及び気象状況等により通常の交通機関が利用できないことで従事要員に不足が生じる場合に備え、業務に支障をきたさないよう交代要員を確保すること。」との記載がございますが、あらゆる事態に対して交代要員を確保可能な体制を構築することはコストの増大にもつながるため、天災地変やそれに伴う公共交通機関の乱れ等により、対策を講じることが不可能な場合には、受託者の責としない仕様へ見直していただけるようお願いいたします。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、要員交代に係る条件を調達仕様書へ反映致します。</p>
11	本文 P37	第6章	質問	<p>本業務においては極めて高いセキュリティレベルが求められることから、体制構築時には、以下のような対策についても加味した体制強化が必要になると理解しておりますが認識齟齬ございませんでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数のセキュリティドメインごとに運用者の担当範囲を分け、アクセス権を制限する ・各種オペレーション作業については1名または2名による共謀により不正が行われないよう、最低3人1組での体制とする(別途リーダーは必要) 	<p>第6章 情報セキュリティ要件に示す要件を満たし本調達において効果的と考えられる作業内容、体制等は提案の範疇であると考えています。</p>

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成27年7月
日本年金機構
新システム開発部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
12	本文 P38	表4.3-2 表7.1-1 項番4	質問	<p>【パッチ適用タイミングについて】 調達仕様書案「7.1.1 規模要件」の「表7.1-1 規模要件」の項番4「パッチ適用」について、「月1回の適用を想定」との記載がございますが、調達仕様書案「4.3.2 セキュリティ管理業務」の「表4.3-2」項番3「パッチ適用タイミング」には、「定期保守時に行う」との記載がございます。</p> <p>双方の内容を踏まえ、「月1回、定期保守を実施する計画」という認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>原則として月1回の定期保守を想定していますが、パッチ適用については、定期保守の度に必ず実施する事ではなく、適用対象パッチ、適用可否を検討し、機構と適用スケジュールを合意した上で実施するものとします。また、緊急性の高いパッチについては、機構及び各ハードウェア等納入業者と協議の上、随時対応することとします。後者につきましては、調達仕様書へ反映します。</p> <p>なお、定期保守のサイクルについては、「各ハードウェア等納入保守業者」にて機構と協議の上に決定します。</p>
13	本文 P38	7.1.2 サービス 提供時間 常 表7.1-2 サービス 提供時間	質問	<p>障害対応が常時(24時間365日)となっておりますが、具体的にはどのレベルまでの対応が求められると想定すれば、よろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>本受託者においては、障害の検知及び所定の手順に基づく関係者(機構、各保守業者等)への連絡と、機構の指示によって保守業者等から提示された手順に基づく障害対応に伴うシステム操作の実施を想定しています。</p>
14	本文 P39	7.2.2	要望	<p>【SLAが遵守できなかった場合の無償対応について】 今回規程されているサービスレベルの設定項目の案では、「障害対応時間」のように本受託者だけでは達成しえない事項もございます。</p> <p>調達仕様書案「7.2.2 SLAの遵守及び管理」において、「SLAが遵守できなかった場合、必要とする作業は、受託者の負担と責任により無償で行うこと。」との記載がございますが、その記載の後に、「(受託者以外の責による場合は除く)」との一文を追加いただくようお願い致します。</p>	<p>SLAが遵守出来なかった場合の無償対応記載内容について検討し、調達仕様書へ反映致します。</p>
15	本文 P42	8.3.3	要望	<p>【要員交代に係る条件について】 調達仕様書案「8.3.3 代替要員の確保」において、「要員の欠勤及び気象状況等により通常の交通機関が利用できないことで従事要員に不足が生じる場合に備え、業務に支障をきたさないよう交代要員を確保すること。」との記載がございますが、あらゆる事態に対して交代要員を確保可能な体制を構築することはコストの増大にもつながるため、「業務に支障をきたさない」という目的を果たすための対策として交代要員の確保以外の対策も許容いただけるような仕様へと見直ししていただけるようお願いいたします。</p>	<p>交代要員の確保に代わる、業務に支障をきたさないための対策が存在する場合、ご提案下さい。ご指摘を踏まえ調達仕様書へ反映致します。</p>

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成27年7月
日本年金機構
新システム開発部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
16	本文 P45	9.6	要望	<p>【再委託先の国籍の提示について】</p> <p>調達仕様書案「9.6再委託」の(3)において、「再委託の相手方の(中略)国籍について記載した書面を機構に提出」と示されておりますが、個人の国籍情報はプライバシーに関わる情報であり、企業が取得し、利用するにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」ならびに関係法令等を遵守した上で取り組む必要がございます。対象となるシステム開発において、国籍情報の取得が必要となる合理的理由や利用目的等を示した上で個人からの同意を得て取得する必要がありますが、企業は個人に対し、また弊社は当該企業に対し、情報の提供を強要することはできず、同意を得られない可能性もあると考えているため、国籍は記載対象から除外していただけますようお願いいたします。</p>	<p>国籍に関する情報の確認は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成26年度版)」の規定により実施するものであり、主に委託事業に対して外国政府からの影響を受けるおそれが十分排除されているかなどの点を確認することを目的として求めているものです。</p> <p>なお、具体的な内容及びその提示方法につきましては、日本年金機構ホームページ(http://www.nenkin.go.jp/n/data/service/0000024695KxeB1OucfQ.pdf)をご参照ください。</p>
17	本文 P45	9.6 (3)	質問	<p>調達仕様書(案)45頁において、再委託事業従事者の国籍の記載が求められておりますが、従事者の国籍は個人情報にあたります。そのため、当該情報を従事者に確認の上、貴機構へご提示にするにあたっては、個人情報の保護に関する法律等に則り、その利用目的や具体的な内容が必要となります。つきましては、本人の同意を得る目的から以下の点をご教示いただけますようお願いいたします。</p> <p>①国籍に関する情報が必要となる理由とその利用目的 ②必要となる国政に関する情報の具体的な内容及びその提示方法 ③上記①②が明らかにならない等の理由により、国籍情報を開示できない場合に再委託申請書が受理となるか</p>	<p>国籍に関する情報の確認は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成26年度版)」の規定により実施するものであり、主に委託事業に対して外国政府からの影響を受けるおそれが十分排除されているかなどの点を確認することを目的として求めているものです。</p> <p>なお、具体的な内容及びその提示方法につきましては、日本年金機構ホームページ(http://www.nenkin.go.jp/n/data/service/0000024695KxeB1OucfQ.pdf)をご参照ください。</p>
18	別紙5	項番272	要望	<p>平成28年11月から運用管理対象となる、統計・業務分析サブシステム(本稼働分)に係る引継ぎについて、適正な見積が可能となるよう、契約期間中の引継ぎ期間や引継ぎ内容について調達仕様書へ明記頂きますようお願い致します。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、統計・業務分析サブシステム(本稼働)に係る引継ぎ内容を調達仕様書へ記載致します。引継ぎ期間については、稼働前3か月を想定します。</p>
19	別紙5	項番435	質問	<p>【役割分担について(テスト工程、移行・教育等に係る作業について)】</p> <p>「別紙5 関連業者との役割分担表(案)」の項番435「機器の納入」以降、基盤結合テスト、基盤総合テスト、総合テスト、受入テスト、総合運用テスト、移行・教育等、数多くの作業について本受託者に(○)が付され役割として割りあっておりますが、本紙及び、調達仕様書案上、当該作業に係る具体的な対応内容について記載されておられません。</p> <p>入札時の費用試算に影響がございますので、上記作業を始めとした「本受託者に(◎、○)が付された作業」について、詳細内容の開示をお願いいたします。</p>	<p>個人番号管理サブシステム(2次)の基盤結合テストから移行までの各種支援作業ですが、現時点でテスト計画及び移行計画が未作成であるため、作業の詳細を明確にお示しすることができません。</p> <p>基盤結合テストから移行に関する支援作業の内容、必要回数、作業にあたっての前提条件等は、応札者の知見やノウハウに基づき設定の上、ご提案下さい。</p>

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成27年7月
日本年金機構
新システム開発部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
20	別紙5	項番 435～468	要望	<p>個人番号管理サブシステム(2次)のハードウェア等納入や環境構築・基盤単体テストに係る支援作業について、適正な見積が可能となるよう、契約期間中の(レビュー参加、スケジュール調整、立会い、等)、想定回数や想定工数について調達仕様書への明記頂きますようお願い致します。</p> <p>また、ハードウェアのスケールアップなど、稼働中システムへの構成管理が行われた際に、本受託者で稼働担保を取るのには困難と考えるため、構成変更後における業務アプリケーションの動作担保は、アプリケーション保守の一環として設計・開発業者(経過管理・番号1次・基盤)に対応頂き、システム変更前後のバックアップ取得等の作業支援を本受託者にて行うとの認識でよろしいでしょうか。当該認識で正しい場合は、調達仕様書にその旨明記頂きますようお願い致します。</p>	<p>個人番号管理サブシステム(2次)のハードウェア等納入や環境構築・基盤単体テストに係る支援作業ですが、現時点で納入計画及びテスト計画が未作成であるため、作業の詳細を明確にお示しすることができません。</p> <p>ハードウェア等納入や環境構築・基盤単体テストに関する支援作業の内容、必要回数等は、応札者の知見やノウハウに基づき設定の上、ご提案下さい。</p> <p>なお、本番システム切替、本番移行の確認、報告作業の主体者については、別紙5の修正を致します。</p>
21	別紙5	項番455	質問	<p>【環境構築に係る役割分担について】 「別紙5 関連業者との役割分担表(案)」の項番455「環境構築・基盤単体テスト実施」について、運用期間中に追加となるサブシステムに関する環境構築の役割は、「個人番号管理サブシステム(2次)及び経過管理・電子決裁サブシステムハードウェア等納入保守業者」となっています。(本受託者は支援(○)という認識)</p> <p>上記記載に関し、下記2点について確認をお願い致します。 ①基盤サブシステムが提供する運用系機能に対する環境構築(ジョブ登録や監視登録等)は、上記の役割分担に含まれていますでしょうか。 それとも、本受託者が実施するのか、「個人番号管理サブシステム(1次)ハードウェア等納入保守業者」が実施するのでしょうか。</p> <p>②個人番号管理サブシステム(2次)や経過管理・電子決裁サブシステム以外の「統計・業務分析サブシステム(本稼働)」や「外部接続システムとの接続追加」に伴う運用系機能の環境構築は、本受託者の役割分担になりますでしょうか。</p>	<p>①運用期間中に追加となるサブシステムに関する環境構築の役割は、「個人番号管理サブシステム(2次)及び経過管理・電子決裁サブシステムハードウェア等納入保守業者」が主体となります。</p> <p>ただし、個人番号管理サブシステム(2次)及び経過管理・電子決裁サブシステムの構築にあたり、基盤サブシステムが提供する運用系機能に対する環境構築(ジョブ登録や監視における閾値等の変更)を行う場合は、本受託者が作業を行い、また、運用系機能を提供する機器への接続作業、システム構成の変更作業は、個人番号管理サブシステム(1次)ハードウェア等納入保守業者が行うことを想定しています。</p> <p>②「統計・業務分析サブシステム(本稼働)」や「外部接続システムとの接続追加」に伴う運用系機能の環境構築についても、①と同様です。</p>
22	別紙5	項番 469～529	要望	<p>個人番号管理サブシステム(2次)の基盤結合テストから移行までの各種支援作業について、適正な見積が可能となるよう、契約期間中の支援内容(レビュー参加、スケジュール調整、立会い、等)、想定回数や想定工数について調達仕様書への明記頂きますようお願い致します。</p>	<p>個人番号管理サブシステム(2次)の基盤結合テストから移行までの各種支援作業ですが、現時点でテスト計画及び移行計画が未作成であるため、作業の詳細を明確にお示しすることができません。</p> <p>基盤結合テストから移行に関する支援作業の内容、必要回数等は、応札者の知見やノウハウに基づき設定の上、ご提案下さい。</p>
23	別紙11 P1	2-2-2	質問	<p>「別紙11 通常運用業務と作業内容」の「2-2-2 ジョブ運行制御業務」にて、ジョブ実行・停止の実施想定時間が24H365Dと記載されていますが、「調達仕様書(案) 4.1.1運用スケジュール」にて記載いただいている業務サービス時間帯以外にも当該業務が必要となる理由についてご教示ください。</p>	<p>「調達仕様書(案) 4.1.1運用スケジュール」に記載している業務サービス時間帯以外においても、不測の事態に対する対応(ジョブの手動での実行)が随時発生すると想定されるため、「別紙11 通常運用業務と作業内容」の「2-2-2 ジョブ運行制御業務」にて、ジョブ実行・停止の実施想定時間を24H365Dと記載しています。</p>